

【7 法_機関誌編集委員会規程】

一般社団法人 日本神経回路学会 機関誌編集委員会規程

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本神経回路学会（以下「本会」という）の定款第 4 条第 1 項第 2 号に基づく事業、および第 52 条に基づき設置される機関誌編集委員会（以下「本委員会」という）の組織および運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(機関誌編集委員会の設置)

- 第 2 条 本委員会は、理事会の議決によって設置される。
- 2 機関誌の編集を行うために、本会に本委員会をもうける。
 - 3 日本神経回路学会誌を本会の機関誌とする。

(委員会の任務)

- 第 3 条 本委員会は、会員により執筆された原著論文の掲載および会員にとって重要な情報の提供のために、本会発行の邦文誌「日本神経回路学会誌 (The Brain and Neural Networks)」を編集し、定期的に刊行する。
- 2 本委員会は、機関誌を年 4 回程度発行する。
 - 3 機関誌への投稿の規程については、別途定め、機関誌に記載する。
 - 4 査読、論文の採否に関する内規は、別にこれを定める。
 - 5 本委員会は機関誌の編集に関し、つぎの業務を行う。
 - (1) 機関誌の企画
 - (2) 解説、講座その他招待論文等の執筆の依頼
 - (3) 欧文論文誌 Neural Networks への論文推薦
 - (4) その他機関誌の編集に関する業務
 - 6 本委員会は会長の委嘱があればつぎの業務を行う。
 - (1) 関連諸学協会との学術情報の交換
 - (2) 機関誌の交換、寄贈
 - (3) 学会活動の宣伝、普及
 - (4) その他必要な業務

(編集委員長)

第 4 条 編集委員長（以下「委員長」という）は、本会の定款第 52 条第 2 項に基づき理事会の議決を経て、会長より委嘱される。

(委員会の構成)

第 5 条 本委員会は、委員長、編集副委員長及び若干名の編集委員をもって構成する。必要なら

【7 法_機関誌編集委員会規程】

ば編集委員から1名または2名の編集幹事を定めることができる。

2 編集副委員長、編集委員および編集幹事は、委員長が推薦し、理事会の承認を得て、会長より委嘱される。

(委員長などの任期)

第6条 委員長の任期を2年とし、2期までの留任を許す。

2 編集委員及び論文委員の任期を2年以内とし、その就退任の時期は、委員長が定めるものとする。ただし、再任をさまたげない。

(委員長などの任務)

第7条 委員長は編集業務を統括する。

2 委員長は定例の理事会において、本委員会の活動状況、経理等について報告する。

3 編集副委員長は委員長を補佐し、委員長が事故等によってその業務を遂行できなくなったときは、その職務を代行する。

4 委員長は、編集委員会を招集する。

5 委員長は編集事務業務の一部を委嘱することができ、また必要に応じて事務職員をおくことができる。

(改正)

第8条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附 則

1 この規程は、一般社団法人日本神経回路学会の設立日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、この規程の作成にあたり参考にした任意団体 日本神経回路学会の機関誌編集委員会規程は、令和4年9月28日の当該学会の解散をもって廃止する。